

神崎町職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 5,761	千円 2,974,565	千円 233,108	千円 695,679	% 23.4	% 21.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

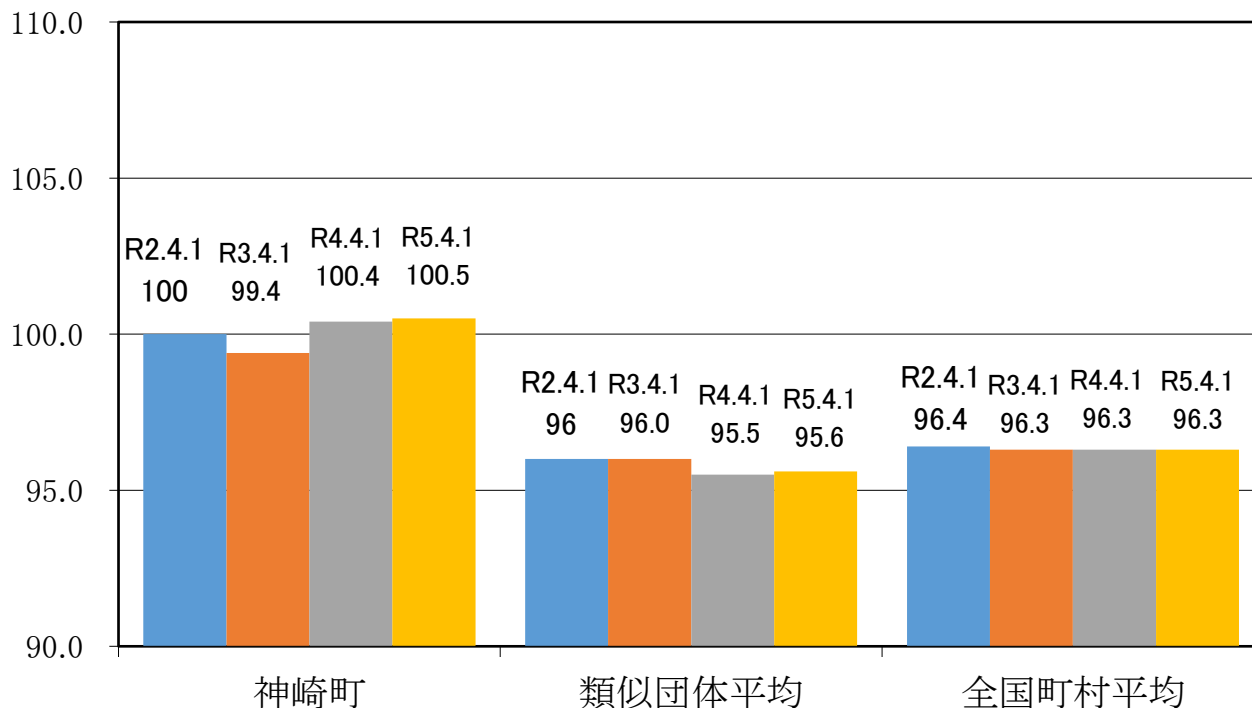
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 66	千円 240,993	千円 34,172	千円 92,726	千円 367,891	千円 5,574	千円 5,861

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員構成の偏りがひとつの要因と考えられる。特定の年代に職員が偏らないよう定員管理の適正化に努めていきたい。

令和5年4月から令和6年4月まで4級以上の職員の給料月額を3%減額している。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
5年度	円	円	円 (%)	%	% 1.46	% 1.1

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

神崎町は、人事委員会未設置のため、千葉県人事委員勧告に沿って改定を行っています。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
5年度	月	月	月	月	月 4.4	月 4.5

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

神崎町は、人事委員会未設置のため、千葉県人事委員勧告に沿って改定を行っています。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.14%引下げ。若年層については、引下げを行わず、高齢層については引下げ幅が大きくなっている。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）＊神崎町は、地域手当を支給していません。

（参考）

	平成 26 年 度の支給割 合	平成 27 年度の支給割合		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
		4 月 1 日 時点	遡及改 定後			
国基準によ る支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
神崎町の支 給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

③その他の見直し内容

--

(6)特記事項

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 4 月 30 日まで、4 級以上の給料月額を 3 % 減額しました。

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 4 月 30 日まで、4 級以上の給料月額を 3 % 減額しています。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日まで、4 級以上の給料月額を 3 % 減額しています。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（5 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神崎町	38.8 歳	291,884 円	360,160 円	309,271 円
千葉県	42.5 歳	319,151 円	407,064 円	360,813 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.8 歳	300,726 円	355,819 円	326,790 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
神崎町	54.6 歳	6 人	344,935 円	374,236 円	321,210 円	—	—	—	—
うち用務員	55.4 歳	2 人	350,606 円	380,506 円	350,606 円	用務員	49.1 歳	241,700 円	1.57
千葉県	54.0 歳	157 人	309,751 円	363,470 円	340,288 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—	—
類似団体	50.3 歳	3 人	275,889 円	303,817 円	287,493 円	—	—	—	—
区 分	参 考								
	年収ベース (試算値) の比較								
	公務員 (C)		民間 (D)		C / D				
神崎町	—		—		—				
うち用務員	6,218,600		3,253,900		1.91				

* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2～令和4年の3ヶ年平均)

* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

* 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神崎町	39.4 歳	304,910 円	399,770 円	321,210 円
都道府県	42.8 歳	309,566 円	383,245 円	351,032 円
国	42.0 歳	352,263 円	—	428,330 円
類似団体	39.2 歳	285,954 円	347,263 円	309,147 円

(注) 1 「平均給料月額」とは5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (= 時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（5年4月1日現在）

区 分		神 崎 町	千 葉 県	国
一般行政職	大 学 卒	191,700 円	191,700 円	185,200 円
	高 校 卒	158,900 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	150,100 円	156,800 円	—
	中 学 卒	—	143,800 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（5年4月1日現在）

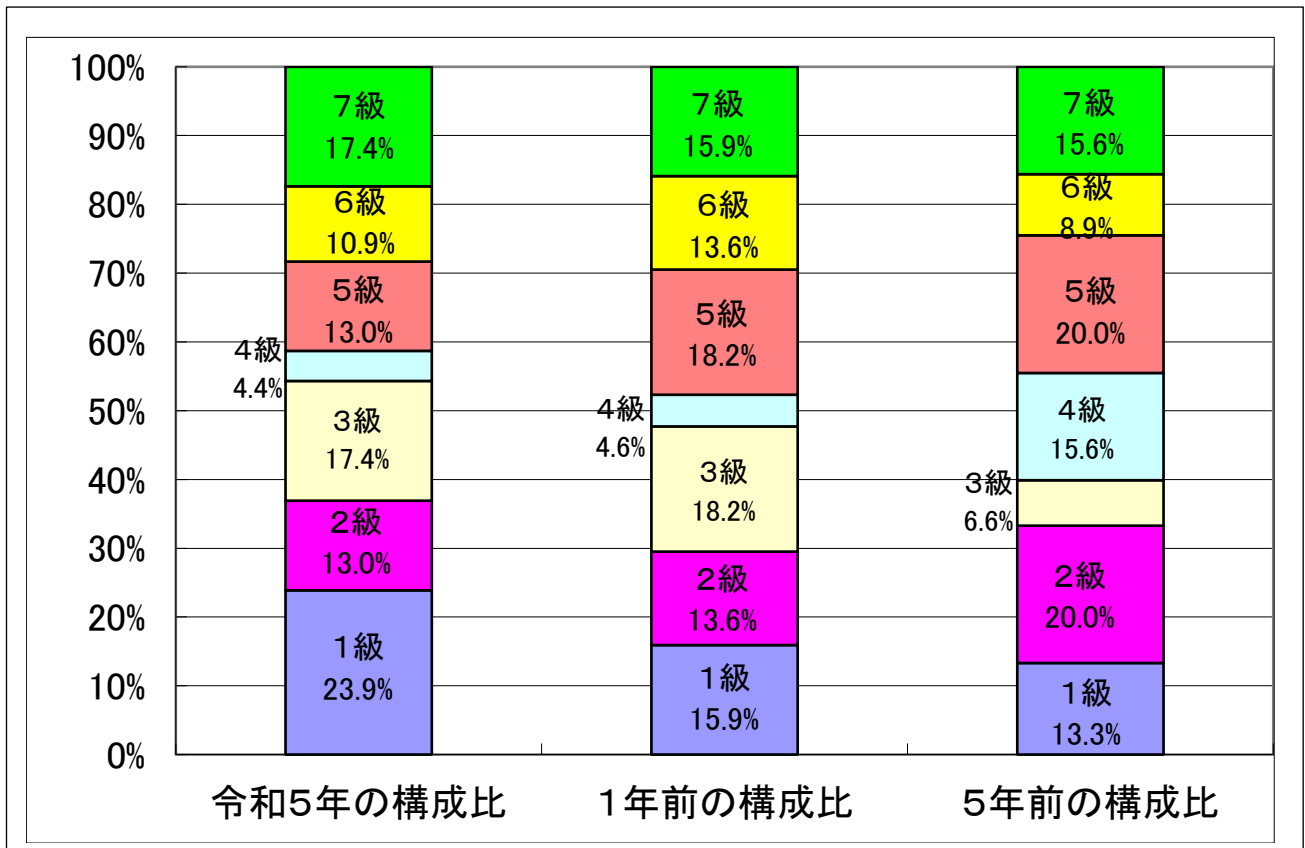
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	262,700円	—	413,317円	—
	高 校 卒	—	—	—	388,582円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

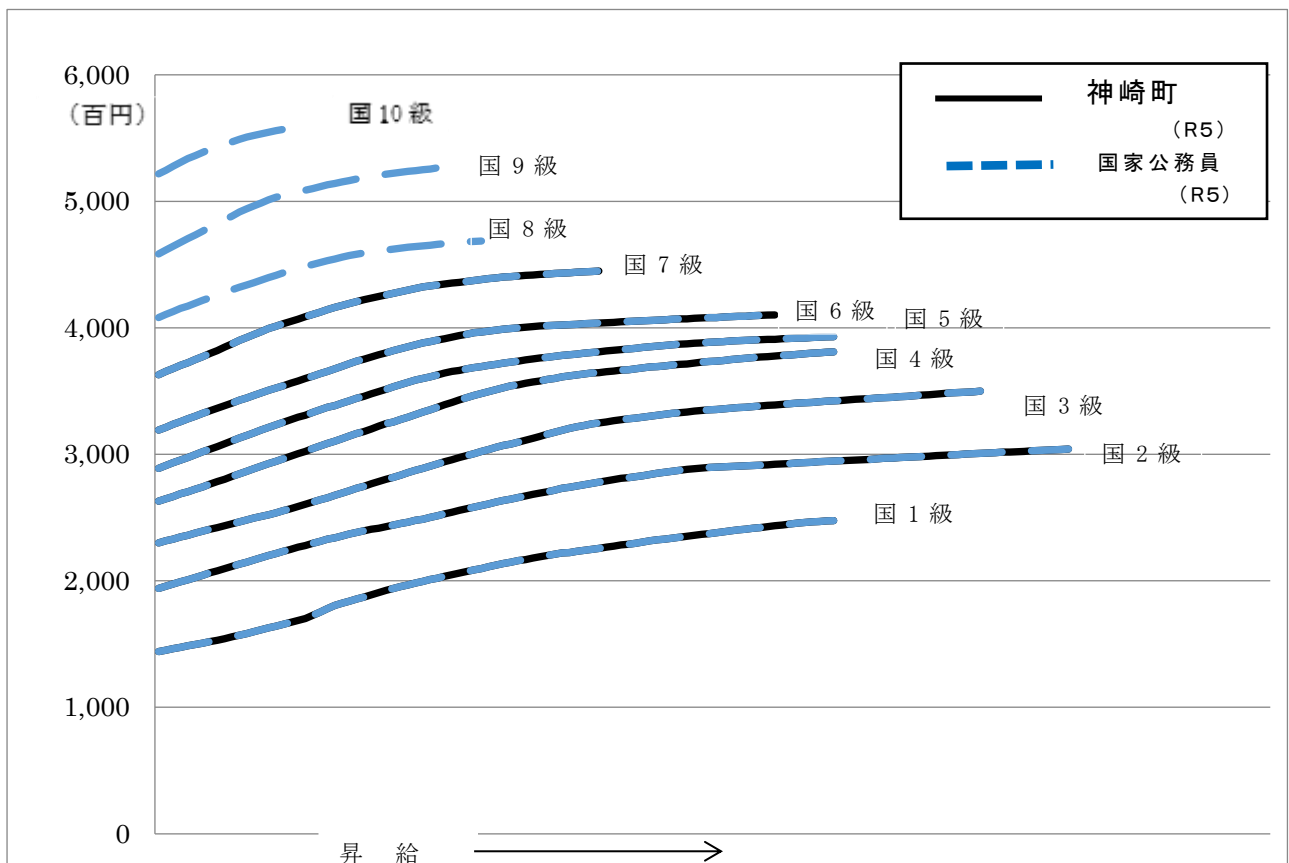
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事・技師	11 人	23.9 %	150,100 円	247,600 円
2 級	主事・技師	6 人	13.0 %	198,500 円	304,200 円
3 級	主任主事・主任技師	8 人	17.4 %	234,400 円	350,000 円
4 級	副主査	2 人	4.4 %	266,000 円	381,000 円
5 級	係長	6 人	13.0 %	290,700 円	393,000 円
6 級	課長補佐・局長補佐	5 人	10.9 %	319,200 円	410,200 円
7 級	課長・局長・室長	8 人	17.4 %	362,900 円	444,900 円

- (注) 1 神崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ	人事評価を実施していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神 崎 町	千 葉 県	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,339 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,685 千円	—
（4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%、管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%、管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当（5年4月1日現在）

神 崎 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし) 定年前早期退職特例措置 割増率2%～20%			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 割増率2%～45%		
1人当たり平均支給額		22,008 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（5年4月1日現在）

*神崎町は地域手当を支給していません。

(4) 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）			0.0%	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する支給 単価
防疫作業手当	一般行政職 看護保健職	伝染病・家畜伝染 病予防業務	千円 0	日額400円
行旅病死 人取扱 手当	一般行政職	行旅病死 人取扱 業務	千円 0	1件当たり 1,100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	14,426 千円
職員1人当たり平均支給年額 （4年決算）	209 千円
支給実績（3年度決算）	16,840 千円
職員1人当たり平均支給年額 （3年度決算）	255 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （4年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給 年額 （4年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者 6,500 円 ● 子 10,000 円 ● 父母等 6,500 円 16歳～22歳までの子 1人 5,000 円加算	同		4,446 千円	193,304 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ● 借家の場合 家賃月額 16,000 円を 超える場合に限り家 賃の額に応じて支給 （28,000 円限度） 	同		3,763 千円	289,461 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ● 電車・バス利用の場合 6ヶ月分の定期代全額支給 ● 乗用車等を使用の場合 使用距離に応じて2,000円 から 33,100 円を支給 	異	（国） 定期の限度額 55,000 円 乗用車等の限度額 31,600 円	4,965 千円	77,578 円
管理職手当	管理職員に対し7級月額 40,000 円、6級月額 30,000 円の定額を支給	異	支給区分・ 支給額の相違	5,298 千円	441,500 円
宿日直手当	宿日直1回につき4,400 円	同		1,417 千円	20,536 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間に 勤務したとき1時間につき 給与額の135%を支給	同		1,431 千円	24,254 円

* 水道事業（公営企業会計）を除く

5 特別職の報酬等の状況（5年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	525,000 円 (750,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 505,800 円	
	副 町 長	473,100 円 (570,000 円)	710,000 円 / 473,100 円	
報 酬	議 長	231,000 円 (円)	360,000 円 / 205,000 円	
	副 議 長	193,000 円 (円)	300,000 円 / 175,000 円	
	議 員	174,000 円 (円)	280,000 円 / 155,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(4年度支給割合) 4.4 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(4年度支給割合) 3.0 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 町 村 長	525,000円×在職月数×0.35	8,820,000円	任期ごと
		473,100円×在職月数×0.25	5,677,200円	任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

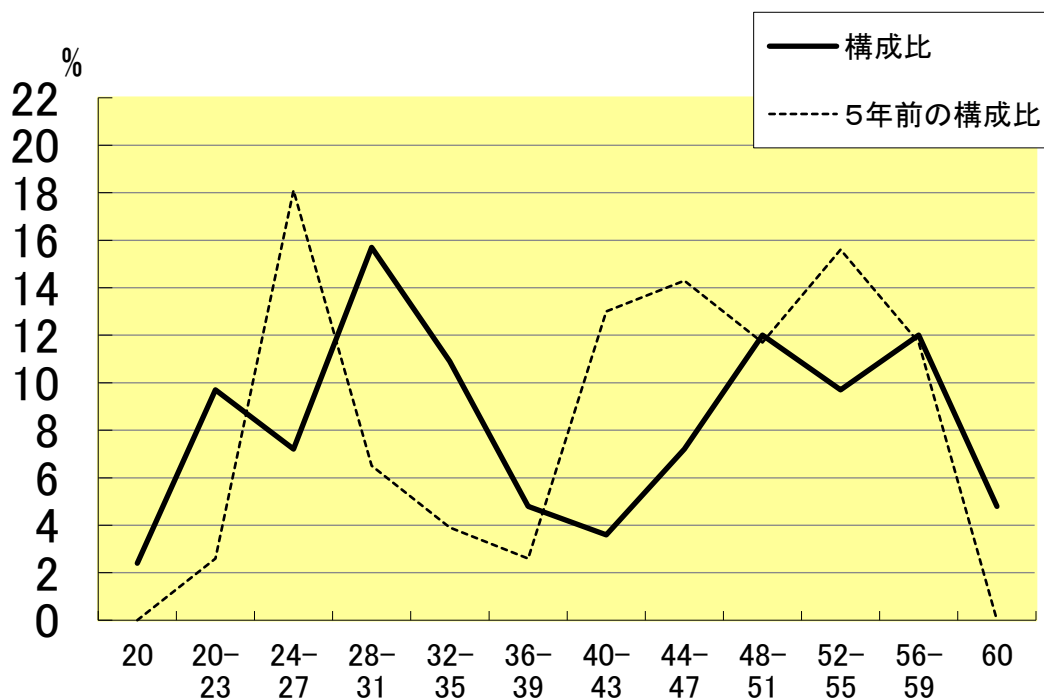
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	議 会	1	1		
	総務企画	17	20	3	企画、地域振興の体制強化
	税 務	5	5		
	民 生	19	22	3	福祉係、保育所の体制強化
	衛 生	5	4	△1	コロナウイルス関連業務の安定化
	労 働	0	0		
	農林水産	5	5		
	商 工	0	0		
	土 木	4	3	△1	土木業務の体制安定化
	小 計	56	60	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 105.06人 (類似団体の人口1万人当たり職員数141.38人)
教育部門		10	9	△1	教育業務の安定化
小 計		66	69	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 120.81人 (類似団体の人口1万人当たり職員数168.75人)
公 営 会 計 部 門 等	水 道	6	6		業務増
	国 保	2	3	1	業務増
	介護保険	3	4	1	業務増
	後期医療	1	1		
	小 計	12	14	2	
合 計		78 [113]	83 [113]	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 145.33人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（5年4月1日現在）



	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	8人	6人	13人	9人	4人	3人	6人	10人	8人	10人	4人	83人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	55	55	56	56	56	60	5 (9.1%)
教育	11	10	10	11	10	9	△2 (△18.2%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計	66	65	66	67	66	69	3 (4.5%)
公営企業等会計計	11	12	12	13	12	14	3 (27.3%)
総合計	77	77	78	80	78	83	6 (7.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 184,635	千円 32,793	千円 33,176	% 18.0	% 17.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	参考(市町村平均) 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
4年度	人 6	千円 23,457	千円 592	千円 9,170	千円 33,219	千円 5,537	千円 6,017

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
神 崎 町	43.8 歳	325,795 円	461,380 円
市町村平均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神 崎 町	市 町 村 平 均
1人当たり平均支給額（4年度） 1,528 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,437 千円
(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 — 月分 勤勉手当 — 月分 (—)月分 (—)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 —

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（5年4月1日現在）

* 一般行政職と同内容

ウ 地域手当（5年4月1日現在）

* 神崎町は地域手当を支給していません。

エ 時間外勤務手当

支給実績(4年度決算)	12 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	2 千円
支給実績(3年度決算)	67 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	11 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（5年4月1日現在）

* 一般行政職と同内容